

(別 添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

みどり観光バス株式会社代表取締役社長 鈴木和夫 (以下「甲」という。) と みどり観光バス株式会社労働組合 会長 藤原一は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行なわせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期間	
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2週 (4/18)	1箇月 (4/18)		1年 (4/18)
① 下記②③のいずれにも該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な急注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	24	5	24	50	450	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで
		バスガイド	2	4		45	360	
		自動車整備士	3	4		45	360	
		毎月の精算事務のため	経理事務員	2	4		45	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な急注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	10	5	24	42	400	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで
		バスガイド	2	3		42	320	
		自動車整備士	4	3		42	320	
		毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3		40	
③ 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち長時間を短くすることを申し出た者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大及び突発的な急注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため 	自動車運転者	4	2	10	(週)6	150	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで
		バスガイド	2	2		(週)6	150	
		自動車整備士	2	2		(週)6	150	
		毎月の精算事務のため	経理事務員	2	2		(週)6	